平成２９年（フ）第５８７号
福岡県朝倉市屋永4335番地45
債務者　末次　高幸
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２８号
福岡市博多区美野島２丁目31番14―304号
債務者　梅林　千夏
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５５号
福岡県糸島市志摩桜井632番地１
債務者　楢崎　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番22―203号
債務者　野村　明子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５３号
仙台市泉区将監１丁目32番２号　アップルハウス泉中央207
債務者　小野寺正和
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
仙台市青葉区小田原５丁目１番４号　第三新生アパート105
債務者　寺岡　三星
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
仙台市宮城野区栄４丁目８番18号　猪瀬アパート101
債務者　門田　真治
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田131番地　県営住宅４―17
債務者　山田　静香
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第７４号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅314棟101号
債務者　阿部　卓
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７７号
茨城県水戸市千波町2906番地の１、前住所茨城県水戸市堀町1192番地の７　ふじハイツ102号
債務者　青砥　忠行（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９５号
茨城県鉾田市柏熊982番地33
債務者　小形　公基
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４８６号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟823号
債務者　近藤　高代
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９６号
愛知県春日井市大泉寺町443番地422
債務者　吉田　隆洋
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７０号
名古屋市昭和区広路町石坂16―14　第二沖野館205号、住民票上の住所名古屋市千種区菊坂町２丁目９番地　ライオンズマンション覚王山315号
債務者　水野　龍輔
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０１号
京都市右京区西京極新田町17番地１　西京極市営住宅10棟205号室
債務者　伊井　望
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９７号
京都市北区小山元町９番地の２
債務者　藤井　智子（旧姓後道）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６１１号
広島市佐伯区美鈴が丘東４丁目１番５号
債務者　木原まり子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部